

低排出ガス車認定実施要領

平成十二年三月十三日
運輸省告示第百三号
改正 平成十三年三月二十八日
国土交通省告示第三百三十三号
改正 平成十四年七月二十九日
国土交通省告示第六百八十一号
改正 平成十五年九月二十六日
国土交通省告示第千三百二十二号
改正 平成十八年三月十七日
国土交通省告示第三百五十二号
改正 平成十八年十一月一日
国土交通省告示第千二百七十二号
改正 平成十九年二月十五日
国土交通省告示第百三十二号

自動車の排出ガス低減性能の評価等に関する規程（平成十一年運輸省告示第六百号）第三条第一項、第二項及び第四項の規定に基づき、低排出ガス車認定実施要領を次のように定める。

（定義）

第一条 この告示における用語の定義は、次の各号の定めるところによる。

- 一 「型式指定自動車」とは、道路運送車両法（昭和二十六年法律第八十五号）第七十五条第一項の規定によりその型式について指定を受けた自動車をいう。
- 二 「一酸化炭素等発散防止装置指定自動車」とは、道路運送車両法第七十五条の二第一項の規定によりその型式について指定を受けた一酸化炭素等発散防止装置を備えた自動車（型式指定自動車を除く。）をいう。
- 三 「認定低減性能向上改造自動車」とは、自動車の排出ガス低減性能を向上させる改造の認定実施要領（平成十九年国土交通省告示第百三十一号。以下「改造認定告示」という。）第三条の認定を受けた改造（以下「認定低減性能向上

改造」という。)が行われた自動車をいう。

(認定の対象とする自動車)

第二条 自動車の排出ガス低減性能の評価等に関する規程(以下「評価規程」という。)第三条第二項第一号イの認定の対象とする自動車は、次の表の上欄に掲げる自動車であって、それぞれ同表の下欄に掲げる申請者から評価規程第二条に基づき申請(以下単に「申請」という。)があったもの(普通自動車、小型自動車及び軽自動車に限り、二輪自動車(側車付二輪自動車を含む。)を除く。)とする。

自動車	申請者
一 型式指定自動車	当該型式指定自動車について道路運送車両法第七十五条第一項の申請をした者
二 一酸化炭素等発散防止装置指定自動車	当該一酸化炭素等発散防止装置指定自動車に備える一酸化炭素等発散防止装置について道路運送車両法第七十五条の二第一項の申請をした者であって当該一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を譲渡しようとするもの
三 認定低減性能向上改造自動車	改造認定告示第三条各号に掲げる者

(評価項目)

第三条 評価規程第三条第二項第一号ロの評価項目は、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる次に掲げる物質の排出量とする。

- 一 一酸化炭素
- 二 炭化水素(第五条第二号の規定に基づき認定を行う場合に限る。ただし、天然ガスを燃料とする自動車について第五条の認定(以下「認定」という。)を行う場合にあっては、炭化水素又は非メタン炭化水素)

三 非メタン炭化水素（第五条第一号又は第三号の規定に基づき認定を行う場合に限る。）

四 窒素酸化物

五 粒子状物質

六 ホルムアルデヒド（メタノールを燃料とする自動車について認定を行う場合に限る。）

（試験方法）

第四条 評価規程第三条第二項第一号八の試験方法は、次のとおりとする。

- 一 申請に係る自動車であって試験に供するもの（以下「試験車」という。）を、次の表の上欄に掲げる自動車の種類に応じ、自動車型式指定規則第三条第一項の規定による独立行政法人交通安全環境研究所に提示する自動車に係る走行の要件並びに同条第四項に規定する国土交通大臣が定める自動車及び国土交通大臣に提出する書面（昭和五十八年運輸省告示第三百三十一号）第一条の表の備考第一号の走行条件 A 又は同表の備考第二号の走行条件 B により同表の下欄に掲げる耐久走行距離を走行させること。

自動車の種類	耐久走行距離
イ 専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下の普通自動車及び小型自動車	八〇,〇〇〇キロメートル
ロ 普通自動車及び小型自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下の自動車を除き、車両総重量が一・七トン以下のものに限る。）	八〇,〇〇〇キロメートル
ハ 普通自動車及び小型自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下の自動車を除き、車両総重量が一・七トン超三・五トン以下のものに限る。）	八〇,〇〇〇キロメートル

ニ 普通自動車及び小型自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下の自動車を除き、車両総重量が三・五トン超八トン以下のものに限る。）	二五〇，〇〇〇キロメートル（ただし、液化石油ガス又は圧縮天然ガスを燃料とする自動車は、一八〇，〇〇〇キロメートル）
ホ 普通自動車及び小型自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下の自動車を除き、車両総重量が八トン超十二トン以下のものに限る。）	四五〇，〇〇〇キロメートル（ただし、液化石油ガス又は圧縮天然ガスを燃料とする自動車は、一八〇，〇〇〇キロメートル）
へ 普通自動車及び小型自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下の自動車を除き、車両総重量が十二トンを超えるものに限る。）	六五〇，〇〇〇キロメートル（ただし、液化石油ガス又は圧縮天然ガスを燃料とする自動車は、一八〇，〇〇〇キロメートル）
ト 専ら乗用の用に供する軽自動車	六〇，〇〇〇キロメートル
チ 軽自動車（専ら乗用の用に供する自動車を除く。）	六〇，〇〇〇キロメートル

二 次条第一号の表の下欄に掲げる基準に適合することについて認定を受けようとする自動車（前号の表の二、ホ及びへに規定する自動車を除く。）は、前号の規定により試験車が走行したのち、次の表の上欄に掲げる自動車の種類に応じ、同表の中欄に掲げる排出物に含まれる前条各号に掲げる物質（以下「測定物質」という。）について、同表の下欄に掲げるそれぞれの値の測定を行うこと。

自動車の種類	排出物	値

<p>イ 道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示（平成十五年国土交通省告示第千三百十八号。以下「適用関係告示」という。）第二十八条第百二項、第百四項及び第百六項の適用を受ける自動車</p>	<p>道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成十八年国土交通省告示第千二百六十八号）による改正前の道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成十四年国土交通省告示第六百十九号。以下「細目告示」という。）別添四十二「軽・中量車排出ガスの測定方法」に規定する十・十五モード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物（以下「十・十五モード法排出物」という。）及び同別添四十二に規定する十一モード法により運行する場合に発生し、当該排気管から大気中に排出される排出物（以下「十一モード法排出物」という。）</p>	<p>十・十五モード法排出物に含まれる測定物質の走行距離一キロメートル当たりの排出量をグラムで表した値（非メタン炭化水素にあっては、炭素数当量による容量比で表した値をグラムに換算した値）に〇・八八を乗じた値に、十一モード法排出物に含まれる測定物質の走行距離一キロメートル当たりの排出量をグラムで表した値（非メタン炭化水素にあっては、炭素数当量による容量比で表した値をグラムに換算した値）に〇・一二を乗じた値を加算した値</p>
<p>ロ 適用関係告示第二十八条第百八項、第百十項及び第百十二項の適用を受ける自動車</p>	<p>十・十五モード法排出物及び細目告示別添四十二「軽・中量車排出ガスの測定方法」に規定するJC〇八Cモード法により</p>	<p>十・十五モード法排出物に含まれる測定物質の走行距離一キロメートル当たりの排出量をグラムで表した値（非メタン炭化</p>

	<p>運行する場合に発生し、当該排気管から大気中に排出される排出物（以下「JCOHCモード法排出物」という。）</p>	<p>水素にあつては、炭素数当量による容量比で表した値をグラムに換算した値)に0.75を乗じた値に、JCOHCモード法排出物に含まれる測定物質の走行距離一キロメートル当たりの排出量をグラムで表した値（非メタン炭化水素にあつては、炭素数当量による容量比で表した値をグラムに換算した値)に0.25を乗じた値を加算した値</p>
<p>ハイ又は口以外の自動車</p>	<p>細目告示別添四十二「軽・中量車排出ガスの測定方法」に規定するJCOHモード法により運行する場合に発生し、当該排気管から大気中に排出される排出物（以下「JCOHモード法排出物」という。）及びJCOHCモード法排出物</p>	<p>JCOHモード法排出物に含まれる測定物質の走行距離一キロメートル当たりの排出量をグラムで表した値（非メタン炭化水素にあつては、炭素数当量による容量比で表した値をグラムに換算した値)に0.75を乗じた値に、JCOHCモード法排出物に含まれる測定物質の走行距離一キロメートル当たりの排出量をグラムで表した値（非メタン炭化水素にあつて</p>

		は、炭素数当量による容量比で表した値をグラムに換算した値)に〇・二五を乗じた値を加算した値
--	--	---

三 次条第二号の表の下欄に掲げる基準に適合することについて認定を受けようとする自動車は、第一号の規定により試験車が走行したのち、次の表の上欄に掲げる自動車の種類に応じ、同表の中欄に掲げる排出物に含まれる測定物質について、同表の下欄に掲げるそれぞれの値の測定を行うこと。

自動車の種類	排出物	値
普通自動車、小型自動車及び軽自動車（車両総重量が三・五トンを超えるもの（軽油を燃料とするもの）にあつては車両総重量が二・五トンを超えるもの）（専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下のものを除く。）を除く。）	十・十五モード法排出物	走行距離一キロメートル当たりの排出量をグラムで表した値（炭化水素及び非メタン炭化水素にあつては、炭素数当量による容量比で表した値をグラムに換算した値）
	十一モード法排出物	排出量をグラムで表した値（炭化水素及び非メタン炭化水素にあつては、炭素数当量による容量比で表した値をグラムに換算した値）
ガソリン、液化石油ガス、圧縮天然ガス若しくはメタノール（以下「ガソリ	適用関係告示別表第一に規定するガソリン十三モード法により運行する場	一時間当たりの排出量をグラムで表した値（炭化水素及び非メタン炭化水

<p>ン等」という。)を燃料とする自動車又はガソリン等を燃料とする自動車に備える原動機に類する原動機を備える自動車(車両総重量が三・五トンを超えるもの(専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下のものを除く。)に限る。)</p>	<p>合に発生し、当該排気管から大気中に排出される排出物(以下「ガソリン十三モード法排出物」という。)</p>	<p>素にあつては、炭素数当量による容量比で表した値をグラムに換算した値)に適用関係告示別表第一の下欄に掲げる係数をそれぞれ乗じて得た値を全て加算した値を、同表の上欄に掲げる運転条件で運行する場合に発生した仕事率をキロワットで表した値に同表の下欄に掲げる係数をそれぞれ乗じて得た値を全て加算した値で除して得た値</p>
	<p>十・十五モード法排出物(メタノールを燃料とする自動車に限る。)</p>	<p>走行距離一キロメートル当たりの排出量をグラムで表した値(炭化水素及び非メタン炭化水素にあつては、炭素数当量による容量比で表した値をグラムに換算した値)</p>
	<p>十一モード法排出物(メタノールを燃料とする自動車に限る。)</p>	<p>排出量をグラムで表した値(炭化水素及び非メタン炭化水素にあつては、炭素数当量による容量比で表した値をグラムに換算した値)</p>
<p>軽油を燃料とする自動車</p>	<p>適用関係告示別表第二に</p>	<p>一時間当たりの排出量を</p>

<p>又は当該自動車に備える原動機に類する原動機を備える自動車（車両総重量が二・五トンを超えるもの（専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下のものを除く。）に限る。）</p>	<p>規定するディーゼル十三モード法により運行する場合に発生し、当該排気管から大気中に排出される排出物（以下「ディーゼル十三モード法排出物」という。）</p>	<p>グラムで表した値（炭化水素及び非メタン炭化水素にあつては、炭素数当量による容量比で表した値をグラムに換算した値）に適用関係告示別表第二の下欄に掲げる係数をそれぞれ乗じて得た値を全て加算した値を、同表の上欄に掲げる運転条件で運行する場合に発生した仕事率をキロワットで表した値に同表の下欄に掲げる係数をそれぞれ乗じて得た値を全て加算した値で除して得た値</p>
---	---	---

四 次条第三号の表の下欄に掲げる基準に適合することについて認定を受けようとする自動車は、第一号の規定により試験車が走行したのち、次の表の上欄に掲げる自動車の種類に応じ、同表の中欄に掲げる排出物に含まれる測定物質について、同表の下欄に掲げるそれぞれの値の測定を行うこと。

自動車の種類	排出物	値
<p>普通自動車及び小型自動車（車両総重量が三・五トンを超えるもの（専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下のものを除く。）に限り、ガソリンを燃料とする自動車を除</p>	<p>細目告示別添四十一「重量車排出ガスの測定方法」に規定する「J E O 五モード法により運行する場合に発生し、当該排気管から大気中に排出される排出物（以下「J E O</p>	<p>排出量をグラムで表した値（非メタン炭化水素にあつては、炭素数当量による容量比で表した値をグラムに換算した値）を、J E O 五モード法により運行する場合に発生した</p>

く。)	五モード法排出物」とい う。)	仕事量をキロワット時で 表した値でそれぞれ除し て得た値
-----	--------------------	------------------------------------

五 申請に係る自動車専ら電気を動力源とするものである場合には、前四号の規定にかかわらず、排出物に測定物質が含まれていないものとみなすこと。

(評価方法)

第五条 評価規程第三条第二項第一号二の評価方法は、申請に係る自動車、次のいずれかの表の上欄に掲げる自動車の種類に応じ、同表の下欄に掲げる基準に適合することについて認定を行うことによるものとする。

一 前条第二号に規定する試験方法による場合

自 動 車 の 種 類	基 準
イ 前条第一号の表のイ、ロ及びトに規定する自動車	別表第一各号の基準のいずれか
ロ 前条第一号の表のハに規定する自動車	別表第二各号の基準のいずれか
ハ 前条第一号の表のチに規定する自動車	別表第三各号の基準のいずれか

二 前条第三号に規定する試験方法による場合

自 動 車 の 種 類	基 準
イ 前条第一号の表のイ、ロ及びトに規定する自動車	別表第四各号の基準のいずれか

ロ 前条第一号の表の八に規定する自動車	別表第五各号の基準のいずれか
ハ 前条第一号の表の二、ホ及びへに規定する自動車	別表第六各号の基準及び別表第八各号（軽油を燃料とする自動車に限る。）の基準のいずれか
ニ 前条第一号の表のチに規定する自動車	別表第七各号の基準のいずれか

三 前条第四号に規定する試験方法による場合

自 動 車 の 種 類	基 準
前条第一号の表の二、ホ及びへ規定する自動車	別表第九各号の基準（ガソリンを燃料とする自動車を除く。）のいずれか

（国土交通大臣が認定の実施のために必要と認める事項）

第六条 評価規程第三条第二項第一号ホの国土交通大臣が認定の実施のために必要と認める事項は、次のとおりとする。

- 一 申請及び認定は、自動車の型式又は認定低減性能向上改造ごとに行うものとする。
- 二 申請は、次の表の上欄に掲げる自動車にあっては、同表の下欄に掲げる時期に行うものとする。

自 動 車	時 期
イ 型式指定自動車	当該型式指定自動車に係る次の時期のいずれか

	<p>(1) 道路運送車両法第七十五条第一項の申請をした時以降</p> <p>(2) 自動車型式指定規則(昭和二十六年運輸省令第八十五号)第十条第一項の申請をした時以降</p>
<p>□ 一酸化炭素等発散防止装置指定自動車</p>	<p>当該一酸化炭素等発散防止装置指定自動車に備える一酸化炭素等発散防止装置に係る次の時期のいずれか</p> <p>(1) 道路運送車両法第七十五条の二第一項の申請をした時以降</p> <p>(2) 装置型式指定規則(平成十年運輸省令第六十六号)第九条第一項の申請をした時以降</p>
<p>ハ 認定低減性能向上改造自動車</p>	<p>改造認定告示第四条の申請をした時以降</p>

三 次の表の上欄に掲げる自動車について同表の下欄に掲げる指定、承認又は認定により、第四条第二号、第三号又は第四号の試験方法により測定された値及び製作等の精度等を勘案して自動車製作者等が定める値(以下「諸元値」という。)が確定した場合には、当該諸元値により第五条の認定を行うものとする。

自動車	指定又は承認
<p>イ 型式指定自動車</p>	<p>当該型式指定自動車に係る次の指定又は承認のいずれか</p> <p>(1) 道路運送車両法第七十五条第一項の指定</p> <p>(2) 自動車型式指定規則第十条第一項の承認</p>
<p>□ 一酸化炭素等発散防止装置指定自動車</p>	<p>当該一酸化炭素等発散防止装置指定自動車に備える一酸化炭素等発散防止装置に係る次の指定又は承認のいずれか</p> <p>(1) 道路運送車両法第七十五条の二第一項の指定</p>

	(2) 装置型式指定規則第九条第一項の承認
八 認定低減性能向上改造自動車	改造認定告示第三条による認定

四 認定は、前号の表の上欄に掲げる自動車にあっては、同表の下欄に掲げる指定、承認又は認定をした時以降に行うものとする。

五 国土交通大臣は、次の表の上欄に掲げる自動車であって認定が行われたものについて、同表の下欄に掲げる申請があったときは、当該申請に基づく処分後の当該自動車について評価規程第二条の規定に基づき評価を行った場合に適合する第五条の基準が当該認定に係るものと異なる場合には、当該認定を撤回するものとする。この場合において、国土交通大臣は、当該認定を撤回する前にあらかじめ当該自動車に係る第二条の申請者の意見を聴くものとする。

自動車	申請
イ 型式指定自動車	自動車型式指定規則第十条第一項の申請
ロ 一酸化炭素等発散防止装置指定自動車	装置型式指定規則第九条第一項の申請

(公表項目)

第七条 評価規程第三条第二項第二号イの公表項目は、認定が行われた自動車ごとに、第一号から第四号までに掲げるものとする。ただし、認定低減性能向上改造自動車にあっては、第一号から第八号に掲げるものとする。

一 車名及び型式（一酸化炭素等発散防止装置指定自動車にあっては、当該一酸化炭素等発散防止装置指定自動車に備える一酸化炭素等発散防止装置の名称及び型式を含む。）

- 二 認定に係る基準
- 三 認定に係る測定物質の第四条第二号、第三号又は第四号の値
- 四 当該自動車に係る第二条の申請者の氏名又は名称
- 五 認定低減性能向上改造自動車の種類
- 六 認定低減性能向上改造を行った原動機又は燃料装置の名称
- 七 認定低減性能向上改造後の自動車の燃料の種別
- 八 認定低減性能向上改造自動車に係る認定番号

(公表方法)

第八条 評価規程第三条第二項第二号口の公表方法は、次のとおりとする。

- 一 冊子
- 二 インターネット等

別表第一 第五条第一号の表イの自動車に係る認定の基準（第五条関係）

基準	当該基準の内容				
	第四条第二号の排出物に含まれる測定物質について 同表の下欄に掲げるそれぞれの値				
	一酸化炭素	非メタン炭化水素	窒素酸化物	粒子状物質	ホルムアルデヒド
一 平成十七年基準排出ガス五十%低減レベル	一・一五以下	〇・〇一三超 〇・〇二五以下	〇・〇一三超 〇・〇二五以下	微量	〇・〇二五以下
二 平成十七年基準排出ガス七十五%低減レベル	一・一五以下	〇・〇一三以下	〇・〇一三以下	微量	〇・〇二五以下
備考 一 この表において「微量」とは、排出がないとみなされる程度であることをいう。 二 この表において申請に係る自動車が適合する基準の選定の方法は、次のとおりとする。 イ 各々の測定物質について、この表に掲げる順序に従い、後順位の基準に適合するものとする。こと。 ロ 試験車について、イにより各々の測定物質が適合することとされた基準のうち、この表に掲げる順序に従い、先順位の基準に適合するものとする。こと。					

別表第二 第五条第一号の表ロの自動車に係る認定の基準（第五条関係）

基準	当該基準の内容				
	第四条第二号の排出物に含まれる測定物質について 同表の下欄に掲げるそれぞれの値				
	一酸化炭素	非メタン炭化水素	窒素酸化物	粒子状物質	ホルムアルデヒド
一 平成十七年基準排出ガス五十%低減レベル	二・五五以下	〇・〇一三超 〇・〇二五以下	〇・〇一八超 〇・〇三五以下	微量	〇・〇二五以下
二 平成十七年	二・五五以下	〇・〇一三以	〇・〇一八以	微量	〇・〇二五以

基準排出ガス 七十五%低減 レベル		下	下		下
備考 一 別表第一の備考第一号の規定は、この表における用語の定義に準用する。 二 別表第一の備考第二号の規定は、この表において申請に係る自動車に適合する基準の選定の方法に準用する。					

別表第三 第五条第一号の表八の自動車に係る認定の基準（第五条関係）

基準	当該基準の内容				
	第四条第二号の排出物に含まれる測定物質について 同表の下欄に掲げるそれぞれの値				
	一酸化炭素	非メタン炭化 水素	窒素酸化物	粒子状物質	ホルムアルデ ヒド
一 平成十七年 基準排出ガス 五十%低減レ ベル	四・〇二以下	〇・〇一三超 〇・〇二五以 下	〇・〇一三超 〇・〇二五以 下	微量	〇・〇二五以 下
二 平成十七年 基準排出ガス 七十五%低減 レベル	四・〇二以下	〇・〇一三以 下	〇・〇一三以 下	微量	〇・〇二五以 下
備考 一 別表第一の備考第一号の規定は、この表における用語の定義に準用する。 二 別表第一の備考第二号の規定は、この表において申請に係る自動車に適合する基準の選定の方法に準用する。					

別表第四 第五条第二号の表イの自動車に係る認定の基準（第五条関係）

基準	当該基準の内容					
	第四条第 三号の排 出物	当該排出物に含まれる測定物質に係る第四条第三号の値				
		一酸化炭 素	炭化水素	非メタン 炭化水素	窒素酸化 物	粒子状物 質

一 平成十二年 基準排出ガス 二十五%低減 レベル	十・十五 モード法 排出物	〇・六七 以下	〇・〇四 超〇・〇 六以下	〇・〇三 超〇・〇 五以下	〇・〇四 超〇・〇 六以下	微量	〇・〇一 五以下
	十一モー ド法排出 物	十九・〇 以下	一・一〇 超一・六 五以下	〇・八八 超一・三 二以下	〇・七〇 超一・〇 五以下	微量	〇・四一 以下
二 平成十二年 基準排出ガス 五十%低減レ ベル	十・十五 モード法 排出物	〇・六七 以下	〇・〇二 超〇・〇 四以下	〇・〇二 超〇・〇 三以下	〇・〇二 超〇・〇 四以下	微量	〇・〇一 五以下
	十一モー ド法排出 物	十九・〇 以下	〇・五五 超一・一 〇以下	〇・四四 超〇・八 八以下	〇・三五 超〇・七 〇以下	微量	〇・四一 以下
三 平成十二年 基準排出ガス 七十五%低減 レベル	十・十五 モード法 排出物	〇・六七 以下	〇・〇二 以下	〇・〇二 以下	〇・〇二 以下	微量	〇・〇一 五以下
	十一モー ド法排出 物	十九・〇 以下	〇・五五 以下	〇・四四 以下	〇・三五 以下	微量	〇・四一 以下

備考

- 一 別表第一の備考第一号の規定は、この表における用語の定義に準用する。
- 二 別表第一の備考第二号の規定は、この表において申請に係る自動車に適合する基準の選定の方法に準用する。

別表第五 第五条第二号の表口の自動車に係る認定の基準（第五条関係）

基 準	当 該 基 準 の 内 容						
	第四条第 三号の排 出物	当該排出物に含まれる測定物質に係る第四条第三号の値					
		一酸化炭 素	炭化水素	非メタン 炭化水素	窒素酸化 物	粒子状物 質	ホルムア ルデヒド
一 平成十二年 基準排出ガス 二十五%低減 レベル	十・十五 モード法 排出物	二・一〇 以下	〇・〇四 超〇・〇 六以下	〇・〇三 超〇・〇 五以下	〇・〇七 超〇・一 〇以下	微量	〇・〇一 八以下
	十一モー ド法排出 物	二十四・ 〇以下	一・一〇 超一・六	〇・八八 超一・三	〇・八〇 超一・二	微量	〇・四九 以下

	物		五以下	二以下	〇以下		
二 平成十二年 基準排出ガス 五十%低減レ ベル	十・十五 モード法 排出物	二・一〇 以下	〇・〇二 超〇・〇 四以下	〇・〇二 超〇・〇 三以下	〇・〇三 超〇・〇 七以下	微量	〇・〇一 八以下
	十一モー ド法排出 物	二十四・ 〇以下	〇・五五 超一・一 〇以下	〇・四四 超〇・八 八以下	〇・四〇 超〇・八 〇以下	微量	〇・四九 以下
三 平成十二年 基準排出ガス 七十五%低減 レベル	十・十五 モード法 排出物	二・一〇 以下	〇・〇二 以下	〇・〇二 以下	〇・〇三 以下	微量	〇・〇一 八以下
	十一モー ド法排出 物	二十四・ 〇以下	〇・五五 以下	〇・四四 以下	〇・四〇 以下	微量	〇・四九 以下
備考 一 別表第一の備考第一号の規定は、この表における用語の定義に準用する。 二 別表第一の備考第二号の規定は、この表において申請に係る自動車に適合する基準の選定の方法に準用する。							

別表第六 第五条第二号の表八の自動車に係る認定の基準（第五条関係）

基 準	当 該 基 準 の 内 容						
	第四条第 三号の排 出物	当該排出物に含まれる測定物質に係る第四条第三号の値					
		一酸化炭 素	炭化水素	非メタン 炭化水素	窒素酸化 物	粒子状物 質	ホルムアル デヒド
一 平成十二年 基準排出ガス 二十五%低減 レベル	ガソリン 十三モー ド法排出 物又はデ ィーゼル 十三モー ド法排出 物	十六・〇 以下	〇・四四 超〇・六 五以下	〇・三五 超〇・五 二以下	一・六九 超二・五 四以下	〇・〇九 超〇・一 四以下	
	十・十五 モード法 排出物						〇・〇一 八以下

	十一モード法排出物						一・四三以下
二 平成十二年 基準排出ガス 五十%低減レ ベル	ガソリン 十三モード法排出物又はディーゼル 十三モード法排出物	十六・〇 以下	〇・二二 超〇・四 四以下	〇・一八 超〇・三 五以下	〇・八五 超一・六 九以下	〇・〇五 超〇・〇 九以下	
	十・十五 モード法 排出物						〇・〇一 八以下
	十一モード法排出物						一・四三 以下
三 平成十二年 基準排出ガス 七十五%低減 レベル	ガソリン 十三モード法排出物又はディーゼル 十三モード法排出物	十六・〇 以下	〇・二二 以下	〇・一八 以下	〇・八五 以下	〇・〇五 以下	
	十・十五 モード法 排出物						〇・〇一 八以下
	十一モード法排出物						一・四三 以下
備考 別表第一の備考第二号の規定は、この表において申請に係る自動車に適合する基準の選定の方法に準用する。							

別表第七 第五条第二号の表二の自動車に係る認定の基準（第五条関係）

基準	当該基準の内容						
	第四条第三号の排出物	当該排出物に含まれる測定物質に係る第四条第三号の値					
		一酸化炭素	炭化水素	非メタン炭化水素	窒素酸化物	粒子状物質	ホルムアルデヒド
一 平成十二年基準排出ガス二十五%低減レベル	十・十五モード法排出物	三・三〇以下	〇・〇七 超〇・一〇以下	〇・〇六 超〇・〇八以下	〇・〇七 超〇・一〇以下	微量	〇・〇一五以下
	十一モード法排出物	三十八・〇以下	一・七五 超二・六三以下	一・四〇 超二・一〇以下	一・一〇 超一・六五以下	微量	〇・四一以下
二 平成十二年基準排出ガス五十%低減レベル	十・十五モード法排出物	三・三〇以下	〇・〇三 超〇・〇七以下	〇・〇二 超〇・〇六以下	〇・〇三 超〇・〇七以下	微量	〇・〇一五以下
	十一モード法排出物	三十八・〇以下	〇・八八 超一・七五以下	〇・七〇 超一・四〇以下	〇・五五 超一・一〇以下	微量	〇・四一以下
三 平成十二年基準排出ガス七十五%低減レベル	十・十五モード法排出物	三・三〇以下	〇・〇三以下	〇・〇二以下	〇・〇三以下	微量	〇・〇一五以下
	十一モード法排出物	三十八・〇以下	〇・八八以下	〇・七〇以下	〇・五五以下	微量	〇・四一以下
備考							
一 別表第一の備考第一号の規定は、この表における用語の定義に準用する。							
二 別表第一の備考第二号の規定は、この表において申請に係る自動車に適合する基準の選定の方法に準用する。							

別表第八 第五条第二項の表八の自動車（軽油を燃料とするものに限る。）に係る認定の基準（第五条関係）

基準	当該基準の内容					
	第四条第三号の排	当該排出物に含まれる測定物質に係る第四条第三号の値				

	出物	一酸化炭素	炭化水素	窒素酸化物	粒子状物質
一 平成十二年基準 排出粒子状物質七 十五%低減レベル	ディーゼル十三モ ード法排 出物	二・二二以 下	〇・八七以 下	三・三八以 下	〇・〇二七 超〇・〇五 以下
二 平成十二年基準 排出粒子状物質八 十五%低減レベル	ディーゼル十三モ ード法排 出物	二・二二以 下	〇・八七以 下	三・三八以 下	〇・〇二七 以下
備考 別表第一の備考第二号の規定は、この表において申請に係る自動車に適合する基準の選 定の方法に準用する。					

別表第九 第五条第三号の表の自動車(ガソリンを燃料とするものを除く。)に係る認定の基準(第
五条関係)

基 準	当 該 基 準 の 内 容		
	第四条第 四号の排 出物	当該排出物に含まれる測定物質に係る第四条第四号の値	
		窒素酸化物	粒子状物質
一 平成十七年基準 排出窒素酸化物十 %低減レベル	J E O 五 モード法 排出物	一・八以下	〇・〇二四超〇・〇二七以 下
二 平成十七年基準 排出粒子状物質十 %低減レベル	J E O 五 モード法 排出物	一・八超二・〇以下	〇・〇二四以下
三 平成十七年基準 排出窒素酸化物十 %低減かつ平成十 七年基準排出粒子 状物質十%低減レ ベル	J E O 五 モード法 排出物	一・八以下	〇・〇二四以下
備考 この表に掲げる測定物質以外の測定物質に係る第四条第四号の値は、道路運送車両の保 安基準の細目を定める告示第四十一条第一項第一号、第五号又は第九号の値とする。			